

！お手続きが必要です！

第1子、第2子の小・中学生の歯科診療受給者証を交付します
 これにより、令和2年4月診療分から
 歯科診療所窓口でのお支払いが不要になります



▽自費診療及び歯科診療以外の受診は除きます

▽第1子、第2子の通院医療費（3,000円超え）については、これまで通り一旦医療費を払っていただき、診療の翌月以降払い戻しの手続きが必要です

区分	児童（小・中学生）				
	第1子・第2子			第3子以降	
	入院	通院		入院	通院
		内科診療	歯科診療		
助成額	全額助成	1ヶ月の自己負担額が3,000円を超えた額を助成		全額助成	
助成方法	医療機関等窓口で一旦支払う ↓ 大洲市へ請求	医療機関等窓口で一旦支払う ↓ 大洲市へ請求		受給者証の提示により、 医療機関等で窓口負担が不要	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書が必要 ・自費診療及び食事代は対象外 ・高額療養費に該当する場合は、その額を除いて助成 ・請求期限は、診療月の翌月1日から2年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書が必要 ・自費診療は対象外 ・1人ごとに1ヶ月分をまとめて、診療月の翌月以降に請求 ・請求期限は、診療月の翌月1日から2年間 		<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請が必要 ・歯科診療にかかる調剤も対象 ・自費診療は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、登録申請が必要 ・自費診療は対象外 ・入院のうち食事代は対象外

ここが
変わります!

受付先及びお問い合わせ先

大洲市役所 保険年金課 ☎ (0893) 24-1713 長浜支所 地域振興課 ☎ (0893) 52-1113
 肱川支所 地域振興課 ☎ (0893) 34-2311 河辺支所 地域振興課 ☎ (0893) 39-2111

お手続きの詳細な内容は、裏面をご覧ください⇒

申請から受診までの流れ

① 受給者証の申請をする

受給者証の交付を受けるには、**事前申請が必要**です。
窓口または郵送で申請できます。



必要なもの

申請書、児童の健康保険証、認印（スタンプ印は不可）、児童及び保護者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※郵送申請の場合はコピーを添付してください

② 受給者証を受け取る

受付が完了したら、受給者証を交付します。
原則、簡易書留にて受給者証を郵送します。
受給者証は、中学校卒業まで使えるものを交付します。



③ 歯科診療所を受診する

愛媛県内であれば、健康保険証と受給者証を窓口に提示することで、お支払いが不要になります。



払い戻しのお手続き

- ・愛媛県外で受診した場合や、令和元年6月診療分～令和2年3月診療分で、まだ払い戻しを受けていない場合 など
- ・請求期限は、診療月の翌月1日から2年間です。

必要なもの

領収書、受給資格者の通帳、印鑑（スタンプ印は不可）、児童の健康保険証、子ども医療費受給資格証

注意事項

- ・学校での傷病や、交通事故による傷病等は助成対象とならない場合があります。
- ・その他の公費（重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療等）及び生活保護の受給者は対象外です。
- ・第3子以降の児童に該当する場合は、別途申請が必要です。